

ラテンアメリカにおける 「民主主義の維持」を読み解くための一考察¹

愛国学園大学 浦部 浩之

1. ラテンアメリカにおける「民主主義の維持」²の意味

かつてラテンアメリカの政治は不安定なものとなされていた。この地域で第二次世界大戦後に軍事クーデタが発生していないのはメキシコとコスタリカだけであり、1970年代半ばにはこの2国とコロンビア、ベネズエラを除き、地域全体が軍事政権（ないし独裁政権）一色に染まっていた。ところが1979年8月のエクアドルに始まり1990年3月のチリに終わるまで各国で民政移管が相次ぎ、1980年代は民政から軍政への後戻りが1度もない史上初の10年となった。そして1990年代はとうとう、地域全体が民主主義に包まれた史上初の10年として幕を閉じたのである³。

もちろん今日のラテンアメリカがバラ色の民主主義を謳歌しているわけではない。政治的競争の源泉となる財や既得権はあまりにも偏在しているし、投票箱以外に、国民の要求を集約して社会に還元する政治的装置も不足している。軍部や特定の人物はいぜん代議制民主主義のもとでなされた決定を遮断する力を保持しているし、そうした強制力の行使を許容してしまうような制度面での不備も残存している。

しかしながら、1930年から1976年までの間にこの地域で起きた政権交替の51%は軍事クーデタによるものであった⁴ことと比すれば、選挙が定期的に行われているという事実それ自体、過去とは際立った違いとなっている。「民主化」の波が当初の懐疑の展望に反して20世紀最後の20年間に退潮しなかったことは、ラテンアメリカ政治に対するこれまでの認識枠組みの再検討を迫っているといえよう⁵。筆者の関心は「民主主義の維持」の方程式を解明することにあるが、完全にその解に到達することは容易ではない。しかしその一里塚として、今日のラテンアメリカにおける「民主化／民主主義」をめぐる解釈について整理し、分析

上の課題を提示することには一定の意義があると思われ、以下でそれを行っていききたい。

2. ラテンアメリカ政治の質的变化

1980年代以降のラテンアメリカ政治の質的变化についてももう少し掘り下げ、次の5点を指摘しておきたい。

第1は「政権の持続性」である。アルゼンチンでは民政移管（1983年）後の初代文民大統領アルフォンシンが約6年にわたり政権を維持したが、軍部の政治介入を招くことなく任期をまっとうした政権は、同国ではそれまでの30年間に1つもなかった。ペルーでは1985年、ベラウンデからガルシアに政権が引き継がれたが、選挙で選出された大統領が選挙で選出された大統領へと交替したのは同国の歴史で初めてのことであった。ボリビアでも同年、シレス=スアソからパス=エステンソロに政権が引き継がれたが、選挙によって与野党政権の交替が実現したのも同国史上初めてのことであった。民選政権の持続性は明らかに強まっている。

第2は「選挙の包括性・公正性」である。かつてアンダーソンは、ラテンアメリカにおける選挙とは限られた数の「相互承認された権力競合者」が権力を認知しあうための手段の1つにすぎず、選挙は「実施されるが尊重されない」ものであると論じた⁶。しかし今日では競合者の幅が大きく広がり、競争性ある選挙が実施され、しかもその結果が尊重されている。ソモサ独裁政権の打倒（1979年）によってニカラグアに誕生したサンディニスタ革命政権は1990年、初めて複数政党制に基づく選挙の実施にふみきり、サンディニスタ派はその結果を尊重して下野した。内戦で7万5千人もの死者を出したエルサルバドルでも1994年、武装放棄した左翼ゲリラのファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）が初めて政党として選挙に参加し、その結果にしたがって野党第一党としての道を歩み始めた。現職大統領による指名で後継大統領が事実上確定していたメキシコにおいても1994年、複数の候補者が初めてテレビ討論の場で主張を展開しあった。メキシコでは選挙結果が政権担当者によって恣意的に改竄されているとの疑惑が根強くあったが、制度的革命党（PRI）は1997年7月に行われた下院選挙において過半数割れの事態をもはや覆い隠せなくなり、2000年7月の大統領選挙ではついに71年間維持してきた政権の座を野党に明け渡すことになった。

第3は「参加の拡大」である。選挙権が国民の一部に限定されていた過去とは異なり、今日、有権者の数は劇的に増大した。非識字者に対する選挙権の付与が

進んだことで、ペルーでは 1980 年には 25.7%にすぎなかった対人口比の有権者割合は 1985 年には 39.4%に拡大した。これは 1984 年の米国大統領選挙における同じ指数を上回っている⁷。1981 年から 1984 年にかけてラテンアメリカの 8 カ国で大統領選挙が実施されたが、対成人（20 歳以上）人口比の投票率は最低のコロンビアでも 68%、最高のベネズエラでは 90%に達した。選挙権登録制度や投票義務制に理由の一端があるとはいえ、すべての国で米国の指数を上回っているのである⁸。

第 4 は「政治の多元化」である。民主化と経済自由化、それにともなう「小さな国家」化は、特定の政治勢力に握られていた既得権を解体しつつある。ベネズエラでは民主行動党とコペイが政治ポストから石油収入にいたるあらゆる資源を分け合い、コロンビアでも保守党と自由党による政権持ち回りが続いていたが、談合による政治共生は通用しなくなり、両国では二大政党制が弱体化するとともに新興政党が次つぎと誕生している。また、地方分権の広がりも顕著である。アルゼンチンでは 1994 年の憲法改正でブエノスアイレスの直轄市制が廃止され、1996 年 6 月、史上初めての市長選挙が実施された。メキシコでも 1996 年に与野党合意が成立し、1997 年 7 月に初のメキシコ市長選挙が実施されている。チリでは民政移管後の一大イベントとなる統一地方選挙が 1992 年 6 月に実施されたが、2000 人を越える公職者が住民の直接投票で選ばれるのは、ピノチェト政権以前にもないことであった。

第 5 は「腐敗の制度的排除」である。腐敗が政治競争の便益を歪めるものであるとすれば、その根深さはラテンアメリカ政治の否定的側面として今日でも特徴づけられる。1992 年にはコロール・ブラジル大統領が、1993 年にはペレス・ベネズエラ大統領がそれぞれ汚職を理由に辞任を余儀なくされた。公金横領や麻薬取引への関与が取り沙汰されて国外に逃れたガルシア元ペルー大統領、サリナス元メキシコ大統領も、司法当局から出頭を求められた。しかし、注目すべきは憲法手続きにしがたって現職大統領が弾劾・罷免され、あるいは司直の手が元職大統領にまで正面から及ぶようになったということである。こうした現象も 1990 年代に入ってから顕著になってきた。

3. ラテンアメリカ政治に対する新しい分析枠組み

こうしたラテンアメリカ政治の質的变化は理論的にどのようにとらえられているのであろうか。「既存理論の再検討」の型、「民主主義／民主体制の新定義」の

型、「民主主義の悲観論」の型に分け、以下で概観してみたい。

(1) 既存理論の再検討

ラテンアメリカにおける1960～70年代の軍部による相次ぐ政治介入は、主として社会経済的要因から論じられてきた。代表的な解釈は、オドネルの「官僚主義的権威主義論（BA論）」⁹である。オドネルによれば、輸入代替工業化戦略のもとでの工業化水準引き上げの過程で、外資の誘致とそれを守る社会秩序の存在が不可欠となってくる。したがってそれ以前の発展過程で生じていた大衆の圧力（賃金上昇、福祉拡大、政治参加の圧力）に抗しうる政治安定の装置が必要になり、軍部と資本家が同盟した権威主義政権が登場してくるのである。オドネルは、経済発展と政治の民主化を相関させるリプセット的な近代化論¹⁰に反して、ラテンアメリカでは比較的工業化が進んだ国でかえって軍政への後退がみられることを見事に定式化した。

しかしながら、今日の相次ぐ民主化（再民主化）は、BA論の再検討を迫ることになった。政治の発展過程においてときには短期的後退局面があろうとも、長い目でみれば結局、近代化論は有効なのではないかという見解が成り立つのである¹¹。

もっとも近代化論はBA論のみならずさまざまな論考によってその妥当性が否定されてきたのであり¹²、一度は否定された近代化論に安易に回帰するのは学問的責任の放棄であるとレマーは述べる¹³。また、ウォーターバリーも次のように論ずる。経済発展の過程において一時的な民主化の後退と再民主化の波が存在すると論ずるのなら、その波の上下と左右の幅、すなわち発展段階軸（どの発展段階で民主化が後退し、どの発展段階で再民主化が始まるか）と時間軸（いつ民主化が後退し、いつ再民主化が始まるか）が明瞭に説明されるべきであるが、それができていない。それゆえある国が不十分な民主化の段階にあるとき、それが民主化の進行局面にあるのか後退局面にあるのかを見分けることもできない¹⁴。

それでは、ラテンアメリカの民主化に関するこれまでの有力な説明は何かというところ、それはシュミッターとオドネル（および多くの共同研究者たち）に代表される、政治アクターの行動に焦点を当てた研究である¹⁵。ラテンアメリカではいずれの国においても、軍政側と反軍政側との間の交渉の積み重ねによって民政移管が進められていった。こうした政治アクターの共同行為の分析が、「体制転換」型¹⁶のラテンアメリカ民主化の特徴を理解するのに適した方法であった。

しかしここでもっとも問題となってくるのは、レマーも指摘しているとおり、

民主主義後退の過程が主として社会経済的要因から説明されているのにもかかわらず、再民主化の過程が政治アクターの行動から説明されるのでは、両者の整合性がありにも欠けるということである。レマーはさらに、アクターの行動を国別に緻密に分析しても事例研究の集積にしかならないことを問題にする¹⁷。たしかにアクター分析からは、話し合いの落としどころとして今日の脆弱な民主主義が生まれたといったような結論しか導き出せない。これについては出岡も、オドネル的分析と整合するような社会経済的要因に基づく民主化の説明を行うべきであると提起している¹⁸。

(2) 民主主義／民主体制の新定義

1980年代以降の民主主義に対して新たな概念化を企図するのも1つの研究傾向である。プシェボルスキはスペインとポーランドの実証分析を軸に議論を展開するが、ラテンアメリカをも視野に入れて「後見民主主義 (Tutelary Democracy)」という型を抽出する¹⁹。プシェボルスキは、軍部は直接の統治から撤退したものの、無傷であり、撤退は偶然的で不確定的なものであるとみなす。代表は選挙で選出されるが、競合性と公式性を装う民主制度の裏で、軍部は介入能力を保持し続けている。もしあらゆる利益が競合にさらされる真の民主主義が成立していれば、誰にも勝利は確約されないし、軍部にも政治機構や政治アクターを倒す組織化された力はないはずである。「後見民主主義」は自由化の最終段階とというるものではあるが、軍部の政治撤退がそのまま「権威主義から民主主義への移行」を意味するものにとらえるべきではないというのがプシェボルスキの主張である。

シュミッターとカールは、今日の民主主義では選挙の手続き面のみが過剰に重視されているとして、これを「選挙至上主義 (electoralism)」と呼ぶ²⁰。選挙とは、諸政党が提示する、高度に練りあげられた政策案を市民が選択することであり、市民にとってその機会(定期的だが)断続的に与えられているにすぎない。近代民主主義においては、選挙と選挙の間の時期にも利益や価値の表出と競合を実現させる多様な競争のプロセスとチャンネルが存在しているものであるが、今日のラテンアメリカにおいてはこれがないというのがシュミッターらの見方である。

これに関連する理論として、オドネルの「委任型民主主義 (Delegative Democracy)」論がある²¹。オドネルは、ラテンアメリカの多くの国において今日、大統領はひとたび選挙で選出されると議会の立法過程を無視し、選挙公約にも束縛されず、国民から合法的委任を受けたかのごとく統治すると論ずる。大統領は

国家の具現者かつ管理人として政党や利益集団の上位に立ち、重要な政策課題を立法には拠らずに政令を発布することによって遂行していく。そこではポリアーキー（参加の包括性と異議申し立ての自由）は確保され、また行政府の国民に対する垂直的責任は存立しているものの、政策遂行者である側近や経済テクノクラートは大統領によって諸勢力の抵抗から固く保護され、立法府に対する水平的な責任はまったく果たされていない。

（3）民主主義の悲観論

ラテンアメリカ政治の現状や将来を悲観的にみる研究も少なくない。その第1は、民主主義あるいは民主体制の欠陥や脆弱性を指摘する議論である。こうした議論では法制度の不備、政党の信頼性欠如、司法の機能不全、人権問題、貧困や暴力、不徹底な分権、市民社会の力量不足などに注意が向けられる。軍部の自律性や特権保持、文民統制の不徹底といった指摘は、「民主主義の維持」に対する強い疑いにつながっている。民主主義を物理的強制力で崩壊させることのできる軍部は健在であり、軍部の動向はいぜんとして民主主義に対する最大の直接的脅威であるとする見方²²は根強い。

第2は、政治的民主主義と経済的新自由主義の両立困難性をめぐる議論である²³。ラテンアメリカ諸国は1980年代、累積債務問題解決の処方箋として国際金融界から緊縮財政と市場経済化を柱とする厳しい構造調整を課せられた。これが奏して1990年代、各国のマクロ経済は好転したものの、一方で低所得層や社会的弱者の生活悪化、あるいは所得格差の拡大が進んだ。この点に着目すると次の仮定が成り立つ。すなわち、民主化が進行するほど参加は拡大し、異議申し立ての自由が高まる。これが経済自由化とともに進展すれば成長から取り残される市民の要求が必ず過熱する。やがて政府はこれに対応しきれなくなり、統治の不能や政治の不安定にいたるのである。レヒネルは、新自由主義政策に基づく世界経済への統合と国家経済の成長という目標が実現すればするほど社会的分断は進行し、民主主義の正統性が脅かされるとともに、多元主義を否定するポピュリズムや暴力的なファンダメンタリズムが台頭してくると論ずる²⁴。

第3は、「振り子」としての解釈である。民主体制と権威主義体制は一方が否定されたときにもう一方に移行するのであり、今日その揺れがたまたま民主主義の側にあるとする見方である²⁵。こうした見解では移行のきっかけや民主化促進の要因が必ずしも明瞭に示されていないので、雑な議論にもみえる。しかし、ラテンアメリカの長い歴史のなかで、軍部の政治介入は必ず、民主主義が

機能不全に陥ったときの過渡的形態、緊急避難として正当化されてきたことを想起しなければならない。そう考えると、「振り子」がもはや振れないことについての明白な理由も決して明らかにはされていないのである。

4. 「民主主義の維持」の構図はどう説明されるべきか

(1) 既存の理論の問題点

これまでにふれてきた議論はそれぞれ今日のラテンアメリカ政治の諸相をさまざまな角度から照射しており、多くの示唆に富んでいる。しかし、本稿の問題提起は、なぜ「民主主義」が過去にみられないほどの時間的・空間的スパンで「維持」されているのかを理論的に説明することである。この観点から総括すると、まず、民主主義の崩壊と再民主化についての社会経済的要因に基づく整合性ある説明は、管見の範囲では、いまだ十分になされていない。民主化の進展、後退、再民主化という流れは精緻に描写されてはいるが、民主化がすでに不可逆的段階に入ったとの証拠を提示するものではない。アクターの行動は詳細に分析されてはいるが、それによって生まれた民主主義が中断されないことについてはまったく別の説明が求められてくる。後見民主主義、選挙至上主義、委任型民主主義は、いずれも今日の政治の特徴を鋭く描き出すが、やはり民主主義の持続性については説明しない。今日の民主主義の欠陥や脆弱性、民主主義と新自由主義の両立困難性、振り子説などの議論はいずれも首肯しうるものであるが、民主主義の危うさを警鐘するにとどまっている。

重要なことは要するに、軍部は政治介入の能力を保持し、文民政権は多くの難題に直面し、政治安定を攪乱させる数かずの要因が存在しているにもかかわらず、なぜ「民主主義」が「維持」されているのかということである。上に取り上げた議論からその答えを導き出そうとしても、それは結局、単なる偶然や幸運に帰せられてしまうのである。

(2) 軍部研究の意味

「民主主義の維持」の方程式は、いかに解けばよいのであろうか。それには、軍部の専門職業主義の規範面での変化、および軍部の実際の行動を律する国内的・国際的な環境の変化について分析することが大きな手がかりになるように思われる。

軍部に焦点を当てるのは、一見単純な次の理由による。すでにふれたとおり、

1970年代までの政権交替の約半数は軍事クーデタによるものであった。共産主義革命の可能性が著しく減退した今日、もし民主主義を中断させる物理的な力をもつアクターがあるとすれば、やはり軍部がその筆頭であろう。もちろんこれには、軍部が自らの意思で政治介入することと他のアクターからの要請に応じて行動することの2つが想定される。いずれにせよラテンアメリカのこれまでの歴史に照らせば、「民主主義の維持」を説明することは「軍部の政治不介入」について説明することにほぼ等しい。

軍部が政治に介入する理由については、これまで次のような説明がされてきた。1つはステパンの「新専門職業主義論」²⁶に代表される、軍部の職業規範からの説明である。ステパンによれば、近代化とともに軍部の非政治化が進んだ西欧とは異なり、ラテンアメリカの軍部には国家発展と安全保障とを高度に相関させる「安全保障ドクトリン」が形成されてきた。「国家」を守ることを第一義の任務とする軍部は、防衛力の源泉となる経済資源を維持拡大するために、また、体制転覆の願望や謀略が社会に懐胎するのを阻止するために、低開発からの脱却が安全保障上の枢要課題と認識するようになった。したがって軍部は、国家発展を促すための社会の改革や秩序維持を自己の職務と規定し、文民政治家の統治能力に疑念を抱いたときには自ら政権を奪取して開発政策を断行してきたのである。

もう1つは「軍部と政治勢力の同盟関係」に着目した説明である。軍部の政治介入は多くの場合、特定の政治勢力からの支持や要請に応えるかたちで行われてきた。この点についてウィーアルダは次のように解釈する。すなわち、中世のイベリア・ラテン文化の伝統を受け継ぐラテンアメリカでは、国家はいわば有機体のごとき存在であり、教会、政党、労組、軍部などのエリート層はその単一有機体の器官をなす。その内部で生ずるクーデタとは、権力の循環、連合の組み替え、政府の交替を実現するための1つの方法なのであって、それは社会の秩序を覆すものではなく、むしろ有機体を保全させるためのものである²⁷。一方、アンダーソンも次のような解釈を提示する。すなわち、西欧的視点に立てば機能不全に見えるラテンアメリカの政治システムにもアクター間で共有されるルールとパターンがある。クーデタも、政治の手詰まり状況に直面したときに軍部とそれ以外のアクターが共同で権力を誇示し、事態を打開するという、ルール化されたパターンなのである²⁸。なお、すでにふれたオドネルの「BA論」でも、社会秩序の維持を求める企業家、外国資本、文民テクノクラートが軍部と連合を形成してきたことを論じている。

(3) 軍部の変化を読む―「民主主義の維持」の理論化のために

それでは民主主義が維持されている今日、政治介入の性向をもつ軍部の専門職業主義はどう変化しているのだろうか。また、かつて軍部と同盟関係をもったことのある政治諸勢力が、再び軍部と同盟する可能性はあるのだろうか。

まず、国家の発展と安全保障とを相関させる安全保障ドクトリンの基底原理それ自体は変化していないことに留意しておくべきである。例えばチリ陸軍は1995年、低開発地域の開発によって領土的一体性を確保するとともにナショナル・アイデンティティを高揚させるべきことを主張し、それに必要な技能を陸軍が提供する用意があるとする「内部フロンティア開発計画」構想²⁹を、政府への事前協議なしに発表した。また1997年に発行された『チリ国防白書』のなかには、国家発展のために果たすべき陸海空軍の役割が列記されるとともに、経済発展が安全保障を増進させるとの論理が明示的に述べられている³⁰。一方、エクアドルでは今日でも軍部が鉱山開発、農場経営、エビ養殖、鉄鋼生産、商船会社・航空会社・銀行・ホテル経営などの経済活動に直接関与している。その目的は、比較優位の高い産業部門の一端を軍部が担い、発展を牽引するとともに、えてして非効率な文民部門に対して手本を示すことにあるとされている³¹。

それでは、何らかの政治勢力が軍部との同盟形成を試みるのが今日でもありうるのだろうか。その可能性は著しく低まっているようにみえる。新自由主義の浸透は労働運動と資本家層との妥協を基盤とするコーポラティズム的システムを過去のものとしたのであり、したがって労働者階級などの下層階級を代表する政治勢力を排除するために軍部の出動が求められる可能性は小さくなったと出岡は論ずる³²。同時に、民主主義と新自由主義が普遍的価値として世界に拡大している今日、資本家層にとっては自国が民主主義的であることを対外的に誇示することが自己の利益に合致しているといえよう。チリの保守連合の一角には根強いピノチェト支持層があるが、もう一方には、軍部との距離を保ち、民政移管期に軍政派の意向で用意された諸制度を堅持することにも固執しない勢力が存在する。そもそも保守派や資本家層は権威主義体制時代、体制それ自体の性格ゆえ、積極的な動員が予定される存在ではなかった³³。このことは民政移管後における彼らの意識と行動にも大きな影響を与えているように思われる。これとならび、労働運動が階級闘争のイデオロギーと結びつくことへの資本家層の脅威が冷戦終焉によって減退したことも、資本家が兵舎を叩く必要性を弱めたといえよう。

ここで再度、軍部の専門職業主義に関する考察に戻りたい。軍部の政治介入を促すような安全保障ドクトリンの基底原理は、上述のとおり変化していない。そ

れならば、単に同盟関係の不成立という状況的環境が、軍部の政治介入を抑止する十分条件になるのだろうか。

政治経済を秩序だてる理念がグローバルな規模で民主主義と新自由主義に収斂していることを考慮しておきたい。今日の国際関係において「民主主義クラブ」からの脱落は、政治的には国際社会から孤立することを、経済的には多国間レジャーから享受できるはずの恩恵から遮断されることを意味する。通商関係は阻害され、資本は逃避し、国家の経済的パワーは減退するであろう。要するに、発展から取り残されることになってしまう。こうした選択肢は、国家発展の追求を至上命題とするラテンアメリカ的な安全保障ドクトリンとはまったく矛盾するのである³⁴。

おそらく「民主主義の維持」の構図を軍部の専門職業主義や政治勢力の同盟関係など、単一の変数のみから理論化することは困難であるし、また適切でない。これらの国内ファクターとともに、国際政治経済秩序やその背景にある発展の理念・哲学といった国際ファクターにも目配りする必要があるであろう。また、両ファクターが相互に影響し合うことにも留意しておくべきであろう。もし国際環境が変化すればそれが国家の発展戦略、さらには軍部による関心のあり方に影響を与えうるし、それが軍部の行動様式にも変化を及ぼしうる。そうした軍部の変化は、国内環境のみならず地域の経済統合や安全保障秩序にも還元されることになる。ラテンアメリカの「民主主義」は今日、こうした可変的でかつ相互に影響しあう諸要素が織りなすなかで「維持」されているのである。その方程式を見極めることは容易ではないが、少なくとも国内政治アクターとしての軍部³⁵の研究と国際政治・経済・安全保障秩序³⁶の研究という2つのアプローチの成果を有機的に結びつけることが不可欠なのではないか。理論の精緻化を今後の課題としたい。

<注>

¹ 本稿は2名の匿名査読者の方からの審査を受け、それに基づき加筆修正を施したものである。貴重なご指摘を賜ったことに対し深く感謝申し上げます。

² 「民主主義の維持」という語は次で用いられたのが最初ではないか。出岡直也「ラテンアメリカにおける『民主主義』の維持の政治経済学」『国際問題』429号、1995年12月、2～16頁。この論文ならびに次の論文は、ラテンアメリカ政治理論の総説としても非常に参考になる。松下洋「政治的特色とそれを見る視座の変化」松下洋・乗浩子編『ラテンアメリカ 政治と社会』新評論、1993年、11～29頁。

³ ベネズエラ（1992年）やパラグアイ（1996年）などでクーデタの試みはあったものの、それが阻止されたことこそ重視されるべきであろう。なお1959年から一貫して革命体制が維持されているキューバの特殊な事例、およびフランス語圏のハイチの事例は本稿の研究対象から除外している。

⁴ Rouquié, Alain, *The Military and the State in Latin America* (Berkeley: University of California Press, 1989), p.453. [仏語版原著:1982年]

⁵ 既存理論の問題点をレビューし、その再検討の必要性を主張する論文として次がある。Remmer, Karen L., “New Wine or Old Bottlenecks? The Study of Latin American Democracy,” *Comparative Politics* 23(4) (July 1991), pp.479-495. / Wiarda, Howard J., “Rethinking Political Development: A Look Backward over Thirty Years, and a Look Ahead,” in Wiarda, H. J., *American Foreign Policy toward Latin America in the 80s and 90s: Issues and Controversies from Reagan to Bush* (New York: New York University Press, 1992), pp.152-170.

⁶ Anderson, Charles W., “Toward a Theory of Latin American Politics,” in Wiarda, H. J. (ed.), *Politics and Social Change in Latin America: The Distinct Tradition* ([Amherst]: University of Massachusetts Press, 1974), pp.249-265.

⁷ Remmer, Karen L., “Democratization in Latin America,” in Slater, R. O., B. M. Schutz and S. R. Dorr (eds.), *Global Transformation and the Third World* (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 1993), pp.91-111.

⁸ Oxford Analytica Ltd., *Latin America in Perspective* (Boston: Houghton Mifflin Company, 1991), p.91.

⁹ O'Donnell, Guillermo, *Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism: Studies in South American Politics* (Berkeley: Institute of International Studies-University of California, 1973).

¹⁰ リブセット, S.M. (内山秀夫訳)『政治のなかの人間：ポリティカル・マン』東京創元新社, 1963年 [英語版原著:1959年]。

¹¹ 近代化論の再興を論じたものに次がある。Arat, Zehra F., “Democracy and Economic Development: Modernization Theory Revisited,” *Comparative Politics* 21(1) (October 1988), pp.21-36.

¹² 例えばハンチントンは、途上国の近代化は民主主義よりも政治秩序の不安定を生むとした。ハンチントン, S. (内山秀夫訳)『変革期社会の政治秩序』サイマル出版会, 1972年 [英語版原著:1968年]。ラテンアメリカにおける民主化が1980年代に経済停滞と並行して進行したことも、リブセットの説とは逆の相関を示している。

¹³ Remmer, 前掲論文, 1991.

¹⁴ ウォーターバリーの議論は次に紹介されている。大芝亮『国際組織の政治経済学』有斐閣, 1994年, 16~18頁。

¹⁵ シュミッター・オドンネル (真柄秀子・井戸正伸訳)『民主化の比較政治学：権威主義支配以後の政治世界』未来社, 1986年 [英語版原著:1986年]。

¹⁶ ハンチントンによる類型化。ハンチントン, S. (坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳)『第三の波：20世紀後半の民主化』三嶺書房, 107~158頁, 1995年 [英語版原著:1991年]。

¹⁷ Remmer, 前掲論文, 1991.

¹⁸ 出岡直也「南米南部における『官僚的権威主義体制』の成立と『民主化』を整合的に説明する枠組みをめざして」日本国際問題研究所『中南米における民主化の意味と条件』日本国際問題研究所, 1993年, 24~33頁。

¹⁹ Przeworski, Adam, “Democracy as a Contingent Outcome of Conflicts,” in Elster, J. and R. Slagstad (eds.), *Constitutionalism and Democracy* (New York: Cambridge University Press, 1988), pp.59-80.

²⁰ Schmitter, Philippe C. and Terry Lynn Karl, "What Democracy is... and is not," *Journal of Democracy* 2(3) (Summer 1991), pp.75-88.

²¹ O'Donnell, Guillermo, "Delegative Democracy," *Journal of Democracy* 5(1) (January 1994), pp.55-69.

²² 例えば次がある。大串和雄「中南米における民主主義の将来と軍」日本国際問題研究所、前掲書、1993年、14～23頁。

²³ こうした議論の傾向は次にも紹介されている。松下洋「経済的自由主義と政治的民主主義の共存？—世紀末ラテンアメリカの一断面」『外交時報』1337号、1997年4月、4～18頁。

²⁴ Lechner, Norbert, "Condiciones socio-culturales de la transición democrática: A la búsqueda de la comunidad perdida," *Estudios Internacionales* 94 (Abril-Junio 1991), pp.209-228.

²⁵ 「振り子」の議論は次でも提起されている。Pastor, Robert A. (ed.), *Democracy in the Americas: Stopping the Pendulum* (New York: Holmes & Meier Publishers, 1989).

²⁶ Stepan, Alfred, "The New Professionalism of Internal Warfare and Military Role Expansion," in Stepan, A. (ed.), *Authoritarian Brazil: Origins, Policies, and Future* (New Haven: Yale University Press, 1973), pp.47-65.

²⁷ Wiarda, Howard J., "Toward a Framework for the Study of Political Change in the Iberic-Latin Tradition: The Cooperative Model," *World Politics* 25(2) (January 1973), pp.206-235.

²⁸ Anderson, 前掲論文、1974.

²⁹ Pinochet Ugarte, Augusto, "Conquista y consolidación de las Fronteras Interiores: Una tarea del Ejército," *Memorial del Ejército de Chile* 445 (1994), pp.96-103.

³⁰ República de Chile, *Libro de la Defensa Nacional de Chile* (Santiago: República de Chile, 1997).

³¹ 浦部浩之「民主体制下でラテンアメリカの軍部はいかに発展に関与しようとしているか—エクアドルの事例を中心に—」『愛国学園大学人間文化研究紀要』2号、2000年3月、49～71頁。

³² 出岡、前掲論文、1995年。

³³ Przeworski, 前掲論文、1988.

³⁴ 2000年1月にエクアドルで発生した先住民組織と軍部との連合によるクーデタの企てが、米国ならびに米州機構(OAS)からの圧力で短期間に収束されたこと(圧力を前に、もっとも迅速に撤退したのは軍部であった)は、これを示唆していると思われる。詳細は別稿に期したい。

³⁵ 次の文献は軍部研究に関する顕著な成果である。Fitch, J. Samuel, *The Armed Forces and Democracy in Latin America* (Baltimore and London: Johns Hopkins University Press, 1998)。ただし国際関係にかかわる分析が少なく、「民主主義の維持」の展望も明確ではない。この点については次の書評でふれている。浦部浩之「書評」『アジア経済』41巻6号、2000年6月、94～98頁。

³⁶ 民主主義の地域的集団擁護メカニズムを軸とする新しい地域安全保障秩序については次でも論じた。浦部浩之「ラテンアメリカにおける安全保障対話の進展と信頼醸成措置の構築」『ラテンアメリカ・レポート』14巻4号、1997年12月、12～22頁。